**居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の取扱いについて**

　居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書は、要介護認定者が指定居宅サービスを受けるときに、サービス計画の作成を依頼する居宅介護支援事業所を予め保険者に届け出るものです。サービス利用月の月末時点で届出のある居宅介護支援事業所が給付管理を行い、「居宅介護支援費」を請求することができます。

　もとす広域連合における居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の取扱いについては、下記のとおりです。

記

1. 原則として**被保険者証の原本を添えて**届け出ること

当広域連合においては、被保険者証（原本）の添付により当該届出書の提出及び再交付被保険者証の受領に係る委任を確認しています。

もとす広域連合の窓口で提出いただいた場合、居宅介護支援事業所の名称を記載した新しい被保険者証を即時交付し、その場でお渡しします。

（各市町の介護保険担当課で提出いただいた場合は、後日新しい被保険者証を簡易書留にて郵送します。）

1. 認定申請中の場合は**資格者証の原本を添えて**届け出ること

1.と同様の理由です。もとす広域連合及び各市町の介護保険担当課いずれの窓口においても、居宅介護支援事業所の名称を記載した新しい資格者証を即時交付し、その場でお渡しします。

1. サービス利用月の月末（休日の場合は直前の平日）までに届け出ること

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出いただき、受け付けた月から有効となります。原則として、**受け付けた月より過去に遡っての給付管理及び「居宅介護支援費」の請求は認めていない**ので、十分ご注意ください。

※特段の事情があり、上記の提出期限に間に合わない場合は、当広域連合までご連絡下さい。

【留意事項】

* 被保険者証（資格者証）を紛失しており、原本を添えることができない場合は、「介護保険　被保険者証等再交付申請書」に必要事項を記入のうえ、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書と合わせて提出してください。
* 郵送で提出いただくことも可能ですが、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の記入漏れや添付書類（証の原本）に不備がないようご注意ください。なお、この場合は当広域連合に届いた日が受付日となるので、日数に余裕を持って発送してください。
* 更新申請で次の認定期間が開始する前の提出や、居宅介護支援事業所を変更する場合等、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の有効開始月を翌月以降とする際は、**変更年月日**を必ず記入してください。

（未記入の場合には、受け付けた月から有効となります。）

|  |
| --- |
| 問い合わせ先  も と す 広 域 連 合  介 護 保 険 課  TEL (058)320-2220  FAX (058)320-2265 |